

札幌市除雪業務一般競争入札施行要綱

平成 22 年 8 月 5 日 財政局理事決裁

平成 30 年 3 月 15 日 一部改正

令和 元年 8 月 7 日 一部改正

令和 2 年 8 月 20 日 一部改正

令和 3 年 8 月 23 日 一部改正

令和 4 年 10 月 17 日 一部改正

令和 8 年 3 月 31 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市が発注する除雪業務のうち、一般競争入札に付する場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪業務 道路維持除雪業務をいう。
- (2) 業種等 業種及び工種をいう。

(対象業務)

第 3 条 一般競争入札に付する除雪業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける除雪業務であって、特例政令の規定に基づき一般競争入札（以下「特例政令に基づく一般競争入札」という。）に付する除雪業務
 - (2) 特例政令の適用を受けない除雪業務であって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、必要な資格を有する者により行わせる一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に付する除雪業務
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、特別の事情がある除雪業務については対象業務としないことができる。この場合は、その理由を明らかにした上で、あらかじめ様式 1 により決裁を得なければならない。

(告示)

第 4 条 一般競争入札の告示は、別記 1 標準告示例により作成するものとする。

(入札説明書)

第 5 条 一般競争入札に参加を希望する者に対しては、入札説明書を交付するものとする。

- 2 入札説明書は、別記 2 標準入札説明書例により作成するものとする。
- 3 入札説明書には、告示の写し、契約書案、提出書類の様式、札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）その他必要と認める書類を添付しなければならない。

(入札参加資格)

第 6 条 一般競争入札に参加する者は、次の各号に定める条件に該当する者でなければならない。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者として、対象業務で必要とする業種等について認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき当該業種等の再認定を受けていること。）。
- (2) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（(1)に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
 - ア 資本関係
 - (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 対象業務の履行現場に配置する予定の技術者等を確保しており、当該技術者が適正な資格等を有していること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象業務ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

（特定共同企業体の結成条件）

第7条 特定共同企業体に発注する対象業務において入札参加を希望する者は、次の各号に定める条件を満たした特定共同企業体を結成しなければならない。

- (1) 札幌市道路維持除雪業務特定共同企業体取扱要綱（平成22年8月6日財政局理事決裁。以下「共同企業体要綱」という。）の条件を満たしていること。
- (2) 構成員の数は、市長が対象業務に応じて決定する数を満たしていること。
- (3) 各構成員が対象業務に係る入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

（入札参加資格の決定）

第8条 市長は、前2条の規定に基づき対象業務ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ札幌市除雪業務一般競争入札参加資格審査委員会要領（平成22年8月6日財政局理事決裁）により設置する札幌市除雪業務一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経なければならない。

（入札の参加申請）

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、告示に定めるところに従い、次の各号に掲げる書類により市長に申請し、第6条及び第7条に掲げる条件を満たしているかどうかの確認を受けなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）
- (2) 同種業務履行実績書（様式3）
- (3) 配置予定技術者経歴書（様式4）
- (4) 協定書（共同企業体要綱別表。）
- (5) 除雪機械所有調書（総括表）及び除雪機械所有調書（構成員別内訳書）（様式7）
- (6) その他必要と認める書類

（入札参加資格の確認）

第10条 市長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を確認したときは、一般競争入札参加資

格確認通知書（様式5）により申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者への通知書には、その理由を付するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、市長が定める日までに、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、市長は入札参加資格に係る理由説明書（様式6）により回答するものとする。

3 市長は、第1項の入札参加資格の確認及び第2項の回答を行うときは、審査委員会の議を経なければならない。

（入札に参加できない者）

第11条 次に掲げる者は、対象業務の入札に参加できない。

(1) 第9条に掲げる書類を告示に定める提出期限までに提出しなかった者

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者

(3) 入札参加資格を認められなかった者

(4) 入札参加資格確認後において入札参加資格に欠けることとなった者

（設計図書の閲覧等）

第12条 特例政令に基づく一般競争入札の対象業務の設計図書は、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）第5条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 制限付一般競争入札の対象業務の設計図書は、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定による告示の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合においては、市長が指定する日までに質疑応答書（様式8）を提出しなければならない。

4 前項の質問があった場合、市長は、その回答を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

（入札の執行等）

第13条 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

（審査委員会）

第14条 審査委員会は、次の各号に掲げる一般競争入札に関する事務を所掌する。

(1) 入札参加資格の決定に関すること。

(2) 入札参加資格の確認に関すること。

(3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日以後に告示される除雪業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月7日以後に告示される除雪業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日以後に告示される除雪業務から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日以後に告示される除雪業務から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月19日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日以後に告示する除雪業務から適用する。

事後審査型一般競争入札の告示(道路維持除雪業務、電子入札案件)

一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和〇〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日

札幌市長〇〇 〇〇

記

第1 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442

FAX 011-218-5146

第2 対象業務

「〇〇〇〇道路維持除雪業務」ほか〇〇件

第3 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが下記の共通事項の条件及び対象業務ごとに定める入札参加資格を満たしていなければならない。

また、構成員が2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

共通事項

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 〇〇・〇〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿に対象業務ごとに定める業種等で登録していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき対象業務ごとに定める業種等の再認定を受けていること。）
- 3 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 4 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記2に掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- 5 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - (1) 役員等（申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 6 対象業務ごとに定める条件を満たす技術者等を本業務に配置できること。
- 7 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、資

本関係の具体例については、入札情報サービスに掲載している「一般競争入札の事後審査に係る Q & A」を参照すること。

(1) 資本関係

- ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

- ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合。

- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 札幌市除雪業務電子入札実施要領（平成 22 年 8 月 5 日財政局理事決裁。以下「電子入札要領」という。）の規定に基づく、電子入札システムに利用者登録された IC カードを所持する者であること。

9 構成員の数が対象業務ごとに定める範囲内であること。

10 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 3 以上であること。

11 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

第 4 入札説明書の交付

1 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了までの毎日、契約管理課入札情報サービスシステム（PPI）においてダウンロードすることができる。

（<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html>）

2 この告示の日から対象業務ごとに定める入札の受付期間終了までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、第 1 に示す契約担当部局においても交付する。

第 5 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、申請書及び資料を、第 1 に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyakuonline>）により送信しなければならない。

第 6 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1 入札書受付期間 対象業務ごとに別表にて定める。

2 開札の日時 対象業務ごとに別表にて定める。

- 3 開札場所 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階 財政局入札室
- 4 提出方法 電子入札システムにより送信すること。

第7 その他

1 入札保証金

免除

2 契約保証金

納付（保証金の取扱店 北洋銀行札幌市役所支店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

3 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、(6)～(8)に掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

- (1) 所定の入札保証金を納付しなかった者の入札
- (2) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 入札書の内容が確認できない入札
- (6) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (7) 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札
- (8) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定方法

対象業務ごとに別表にて定める。

5 第6について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面による提出を希望する者がある場合の取扱いは、電子入札要領の定めるところによる。

6 市長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

7 調査協力義務

この入札に参加する者は、札幌市（札幌市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）がこの入札の内容について調査を行う場合、その調査に対して誠実に協力する義務を負うものとする。

8 詳細は別表及び入札説明書による。

別記2（標準入札説明書例）

入札説明書（道路維持除雪業務、事後審査型一般競争入札、電子入札案件）

1 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話011-211-2442

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を1に示す契約担当部局へ書面で提出し、又はオンライン申請フォーム（<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/keiyakuonline>）により送信し、資格確認のために必要な指示に従わなければならない。

期限までに申請書及び資料が提出されない場合又は必要な指示に従わない場合には、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさない者として取扱うものとする。

- (2) 申請書は、札幌市除雪業務一般競争入札施行要綱（平成22年8月5日財政局理事決裁。以下「要綱」という。）様式2により作成すること。また、要綱に規定する様式は、契約管理課入札情報サービスシステム（PPI、<https://www.ppi.city.sapporo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）においてダウンロードすることができる。なお、1に示す契約担当部局においても交付する。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

ア 同種業務履行実績書

告示において業務ごとに定める同種業務の履行実績を要綱様式3に記載すること。

イ 同種業務の履行を証する書面

上記アの同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類（契約書・協定書の写し等）を添付すること。

ウ 配置予定技術者経歴書

告示において対象業務ごとに定める配置予定の技術者の資格を要綱様式4に記載し、保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類を添付すること。

なお、複数の配置予定技術者経歴書を提出することで、複数の技術者を配置予定技術者として申請することができる。この場合、契約書に記載された着手日までに申請した技術者の中から配置技術者を指定し、その旨を書面で提出すること。

着手にあたっては、要綱様式4に記載した配置予定技術者を配置すること。原則として、変更は認めない。

また、予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ落札候補者とならなかった者（札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成14年12月24日財政局理事決裁）第7条第1項の規定により落札者とならなかった者を除く。）が、当該入札の落札者が決定するまでの間に、本市発注の他の工事等の落札者又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、札幌市除雪業務事後審査型一般競争入札試行要領（平成22年8月5日財政局管財部長決裁。以下「事後審査型要領」という。）第5条第3項に定める落札候補者となることが出来ない旨の申出書を直ちに提出すること。

エ 特定共同企業体協定書

札幌市道路維持除雪業務特定共同企業体取扱要綱（平成22年8月5日財政局理事決裁）別表の様式により作成すること。

オ 除雪機械所有調書（総括表）及び除雪機械所有調書（構成員別内訳書）

要綱様式5に記載すること。

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者のみ）

キ 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

免税事業者が落札候補者になった場合は、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

ク 組員名簿

事業協同組合等の組合が落札候補者になった場合は、組員名簿を提出すること。

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ いったん提出した申請書及び資料の書き換え、差し替え又は再提出は認めない。

なお、入札参加資格の確認について、資料が不足している際は、追加提出を認める場合がある。

オ 電子入札システムにより提出する資料がある場合、作成に使用するアプリケーションソフト及

びファイル形式は、原則として次の(ア)～(オ)によるものとする。

- (ア) Microsoft Word Word 形式
- (イ) Microsoft Excel Excel 形式
- (ウ) PDF ファイル Adobe Reader で読み取りが可能な PDF 形式
- (エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- (オ) その他特別に認めたファイル

3 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札にあたっては、任意の 3 桁のくじ番号を記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として 3 回を限度とする。
- (5) 入札を行った結果、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた入札においては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、入札書受付期間を改めて設定し、再度の入札を行う。
- (6) 対象業務ごとの定めにより最低制限価格を設ける入札においては、入札を行った結果、市長が別に定めた最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。なお、上記(5)により再度の入札を行う場合、1 回目又は 2 回目の入札において最低制限価格を下回る入札を行った者であっても再度の入札に参加することができる。
- (7) いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

4 開札の立会い

入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

5 落札決定の取消等

告示第 7-3 に示した無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、開札日から、事後審査型要領第 6 条に定める落札決定までの間において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁。以下「参加停止措置要領」という。）に基づく参加停止を受けている者等、告示第 3 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとみなす。

6 落札結果通知

入札結果については、落札者決定後、電子入札システムにより通知する。

7 契約書作成の要否等

札幌市委託業務契約約款（道路維持除雪業務）、告示及び本書に示す条件により、契約書を作成し、6 の落札結果通知以降に、1 に示す契約担当部局において交付する。

8 契約締結期限

対象業務ごとに定める。期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。

9 待機料

「道路維持除雪業務待機補償料取扱要領（平成 22 年 7 月 28 日建設局長決裁）」による。

10 軽油単価の変更に伴う措置

履行期間内に軽油単価の改定があり、委託業務契約締結単価等と比較して 5%以上の増減があった場合には、除雪（雪堆積場を含む）に関する工種について対象作業の委託料の変更を行う。

11 その他

- (1) 入札参加者は、告示及び本書に定めるもののほか、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）、札幌市除雪業務電子入札実施要領（平成 22 年 8 月 5 日財政局理事決裁。以下「電子入札要領」という。）その他関係法令を遵守すること。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をした場合、正当な理由なく申請書類を提出しない場合又は資格確認のために必要な指示に従わない場合又は入札後に正当な理由なく落札者となることを辞退した場合に

においては、参加停止措置要領に基づく参加停止を行うことがある。

- (3) 3-1)について、システム障害等のやむを得ない事情により、電子入札システムを利用して提出することが難しく、書面での提出を希望する者は、電子入札要領第 13 条の定めに従い入札に参加すること。
- (4) 特に記載のある場合を除き、申請書及び資料に関する審査の基準日は、入札期間の最終日とする。